

平成17年4月からの ごみ減量等施策についてお知らせします



～市民一人ひとりの目に見えるごみ減量により
資源循環型のリサイクル都市・光市を目指して～

問合せ 環境事業課0833(72)1400 内線300

現在、大量生産・大量廃棄型社会をあらためて、可能な限りリサイクルを進める
いわゆる循環型社会への変革が求められています。

このため、光市では、新しい条例を制定し、資源循環型社会の形成を目指すとも
に、引き続き、各種施策の実施により、ごみの減量や再資源化に取り組みます。

新しい条例を制定

生活環境の保全や公衆衛生の向上、そして環境への
負荷の少ない資源循環型社会を形成していけるよう、
新しく「光市廃棄物の減量、適正処理等に関する条
例」を制定しました。

ごみ集積場所での資源物抜き取りへの対策

市内のごみ集積場所において、新聞紙、ダンボール
などの資源物の抜き取りが発生しています。市では、
所定の集積場所に出された資源物の抜き取り行為を防
止するため、所有権が市にあることを新条例で定めま
した。

小型家電品の分別収集を始めます

収集日 原則として、毎月第1回目の「資源ごみ」の
日と同じ日

出し方 ビン、カンなどの「資源ごみ」と区分し
て、袋に入るものは指定袋に「小型家電品」だけを入
れて出してください。これまで、分解する必要があ
った扇風機やスピーカーなどの2種類以上の材質から
できた「小型家電品」も、そのまま出してください。

「小型家電品」とは、主にコードのついている電化
製品です。主な小型家電品については、「ごみの年間
収集日程表」を参考にしてください。

【ごみ対策補助制度の実施】

ごみの減量や再資源化を推進し、清潔で効率的なごみ収集を行うため、4月からも各種ご
み対策の補助制度を次のとおり実施します。

可燃物収納容器購入補助

対象 市が指定した可燃ごみ（生ごみ）のステ
ンレス製収納容器を共同で購入する場合に、購入代金
の一部を補助します。収納容器は、3世帯以上が対象
となります。

補助金額 小型（3世帯用）...12,600円、中型（5
世帯用）...14,600円、大型（8世帯用）...15,000円

不燃物置き場施設整備補助

対象 不燃物置き場の整備を行う自治会などに補
助します。

補助金額 置き場の整備費用および表示板設置費
用のそれぞれ30%（限度額各10万円）

家庭用生ごみ処理機購入補助

対象 家庭から排出される生ごみを自家処理する
ために、家庭用生ごみ処理機を市内の販売店で購入
した方に補助します。

補助金額 購入金額の2分の1（限度額1万円、1世
帯に1基限り）

資源回収奨励金交付

対象 子ども会やPTAなどの市民団体が行う資源
（廃品）回収に対し、その回収量に応じて回収団体
と市内の回収業者にそれぞれ奨励金を交付します。

奨励金額 回収量1kg当たり3円（ビン類は種類別
にkg換算）

資源回収団体車両貸出

内容 資源回収登録団体が行う資源の集団回収活
動を支援するため、市の車両（軽四トラック2台）を
登録団体に貸し出します。

貸出日 土曜・日曜・祝日

使用料 無料

側溝清掃作業用2トン車借上げ制度

内容 自治会が行う側溝清掃を支援するため、2ト
ンダンプトラックの手配をおこないます。

借上げ料 無料

申請の方法については、環境事業課にお問い合わせ
ください。

	こんなときには届け出を	届け出に必要なもの
国保に加入	・転入したとき ・職場の健康保険または任意 継続保険をやめたとき ・生活保護が廃止されたとき ・お子さんが生まれたとき	印鑑、転出証明書 印鑑、やめた日を証明する書 類(加入と同時に退職者医療制度 に該当する方は年金証書も必要) 印鑑 印鑑、保険証
国保をやめる	・転出するとき ・職場の健康保険に入ったとき ・生活保護を受けるようにな ったとき ・死亡したとき	印鑑、保険証 印鑑、国保の保険証、職場の 保険証 印鑑、保険証 印鑑、保険証
その他	・住所、氏名、続柄、世帯主 などが変わったとき ・修学のため、他の市区町村 に住民票を移すとき ・退職者医療制度に該当したとき ・世帯を合併、分離したとき ・保険証をなくしたとき	印鑑、保険証 印鑑、保険証、在学証明書 印鑑、保険証、年金証書 印鑑、保険証 印鑑、身分を証明できるもの



問合せ 市民課係0833(72)1400 内線291・292

次のような場合は、市役所の保
険、または大和支所および各出張所
で、国民健康保険（以下、国保）の
届け出をお願いします。

国保へ加入する手続き
職場の健康保険を退職などで脱退
した場合は、退職日を証明する書類
と印鑑を持って
届け出を行って
ください。
職場の任意継
続保険を脱退し
た場合、加入し
ていた社会保険
または健康保険
組合等から発行
される「資格喪
失証明書」と印
鑑をお持ちくだ
さい。
いずれの場合
も前の保険の資
格がなくなった
日から14日以内
に届け出を済ま
せてください。
なお、資格が無
くなる日より前

に国保へ加入の届け出はできません
のでご注意ください。

国保をやめる手続き
就職して職場の健康保険に加入し
たときや他の健康保険の被扶養者に
認定されたときは、国保をやめる届
け出が必要です。新しく交付された
保険証と国保の保険証、印鑑をお持
ちください。国保をやめる届け出を
されないと、国保税が課税されたま
まとなりますのでご注意ください。
老人保健の医療受給者証をお持ち
の方で保険証に変更があった場合
は、新しく交付された保険証を持っ
て届け出てください。

修学のために住民票を光市から市
外に移す場合、遠隔地用の保険証を
交付するための届け出が必要です。
在学証明書と印鑑をお持ちくださ
い。住民票を移されない場合、在学
証明書は必要あ
りません。
遠隔地用の保
険証を持つてい
る子どもが学生
でなくなったと
きは、届け出が
必要です。



入院時の一部負担金および
食事代の減額について

住民税非課税世
帯に属する方が入
院された場合、減
額認定証の交付を
受けると食事代が
軽減されます。な
お、老人保健法の適用を受けてい
る方や70歳以上の方については入
院時の一部負担金についても軽減
されます。
万が一入院された場合には、ご
家族や身内の方で結構ですので、
お早めに市役所市民課係へ申
請をしてください。該当する方に
は減額認定証を交付しますので、
病院等に提示してください。
手続きに必要なもの 保険証・
印鑑・老人保健法医療受給者証
（老人保健法の適用を受けてい
る方）
適用期間 申請を行った月の初
日から平成17年7月31日まで
問合せ 市民課係0833
(72)1400内線291・292



保険証の変更があった場合は、必
ず医療機関の窓口で早めに提示し
てください。
届出が必要な場合とお持ちいた
くものは上表をご覧ください。

国保の届け出をお忘れなく